

- 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望（No.29）に関して、前回実務者会議でビジネスプロトコル（BP）と帳票の位置づけに関するご質問をいただきました。これを受けて一般送配電各社に再度位置づけの確認や、対応について協議した結果、以下の結論となりました。

29	要望	確定使用量メッセージ	<p>高圧の実量制に関して、計量日以外でスイッチングを実施した需要者の初回に提供される確定使用量メッセージにおいて、「最大需要電力<JP06412>」および「地点の最大需要電力<JP06445>」が切替日～計量日前日の間の最大電力となっており、前回の計量日～切替日前日までに過去12ヵ月間の最大電力が発生した場合、数営業日後に提供される「高圧実量制の契約電力算定結果内訳(kW)」を見なければ正しい契約電力だと判定できない。</p> <p>確定使用量メッセージに記載すべき「最大需要電力<JP06412>」および「地点の最大需要電力<JP06445>」としては前回の計量日～今回の計量日の前日までに発生した最大電力を記載すべきではないか。（東京電力PGエリア・分散検針対象）</p> <p>なお、原則として切替日を計量日付にしているが、入札条件等により1日付で切り替えるケースがあり、全数をチェックしなければならない状況に苦慮している。</p>
----	----	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

①両者の位置づけについて

<30分電力量・確定使用量通知ビジネスプロトコル>

- 30分電力量・確定使用量通知ビジネスプロトコルとしては、確定使用量、計器取替情報や臨時検針他情報は契約期間内での提供を前提としている。
- 運用事例集（P4～5）記載の通り、JP06412は計器単位の、JP06445は地点全体の最大需要電力を出力する。

<契約電力算定結果内訳帳票>

- 小売電気事業者が実量制需要者の契約電力を算定するため、前回計量日～今回計量日を含めた過去12ヶ月分の最大需要電力を提供する。

②ご意見への対応について

「JP06412およびJP06445に、前回計量日～今回計量日の前日までの最大電力を記載すべき」とのご意見については、前ページの前提を変えることになるため、一般送配電事業者だけでなく小売電気事業者への影響（システム改修）も懸念される。そこで一般送配電事業者側からは、**確定使用量メッセージに新たな項目を追加**してはどうかとの提案がある。但し、項目追加にあたっては下記の**懸念事項**がある。

③新項目追加における懸念事項

- ・ 前回計量日～今回計量日の前日までの最大電力を、確定使用量メッセージの新項目として追加する場合、BPの前提外のシステム改修を伴うことになり、改修範囲、規模共に大きく、時期や期間の調整が必須となる。
- ・ システム改修を行うことで、処理の複雑化や一部手作業が必要になること等が想定され、確定使用量メッセージの提供時期の遅延が懸念される。
（提供時期を優先で考える小売電気事業者とのトレードオフが発生）

※現在の前提に則していない（前回計量日～今回計量日のデマンド出力）1社は、他9社と同様とする改修を行い、出力内容の統一化も別途必要と考える。

★以上を踏まえ、新項目追加について実務者会議にて可否等をご相談させていただきたい。

今回の案件に関して、一般送配電事業者より以下の要望事項がありましたのでご参考に追記します。

- ✓ 本要望（計量日以外でスイッチングを実施した場合）の対応を実施したとしても契約電力算定に必要なデータが全て網羅できるわけではなく、不足時相当使用時においては、常時相当分と不足時相当分を考慮した契約電力算定が別途必要となり、その結果は契約電力算定結果内訳にて提供させていただいております。
確定使用量メッセージの項目を用いて小売電気事業者さまが独自に行う契約電力算定結果が契約電力算定結果内訳で提供する内容と不一致となる可能性があることをあらかじめご理解いただいた上で、あくまで自己責任の範疇で実施していただくことになると考えております。
- ✓ 当該改修に関する予算確保を現時点で行っていない等の理由により、対応時期については十分考慮頂きたい。
- ✓ 確定使用量メッセージの提供が遅れる理由として、料金計算日の直前の開始や計器取替があると必要な情報を集める時間が少ないため、提供が遅れる可能性があることを考慮していただきたい。
- ✓ 全事業者が確定使用量メッセージの仕様変更を受け入れることを前提に進めていただきたい。